こどもの権利憲章

当院は、「自利利他」の心でこどもたちの健やかな成長を願い、「和顔愛語」の姿勢で寄り添いながら、すべてのこどもたちが安心して最善の医療を受けられるよう、以下の権利を尊重します。

1 こどもは、ひとりの人として大切にされる権利があります。

病気や障害、年齢に関わらず、あなたらしさやあなたの気持ちを大切にします。私たちは、あたたかい笑顔とやさしい言葉であなたに接します。

2 こどもは、最善の医療を受ける権利があります。

どんな病気やけがのときも、専門職が力を合わせ、あなたにとって何が一番よいかを、あなたや家族と一緒に考えながら、安全で質の高い医療を提供します。

3 こどもは、わかりやすい説明を受ける権利があります。

病気や検査、治療について、あなたの年齢や成長に合わせて、わかりやすい言葉や絵などを使って説明します。わからないことや、もっと知りたいことがあれば、何度でもたずねることができます。

4 こどもは、自分の気持ちや意見を伝え、自分のことを周りの人と一緒に考え、決めていく権利があります。

心配なことや希望、いやだと思うことを伝えることができます。私たちは、あなたの気持ちや意見を大切にし、治療や検査などについて、あなたや家族と一緒に考えていきます。うまく言葉にできない気持ちも大切にします。

5 こどもは、秘密が守られる権利があります。

あなたの体や病気、あなたが話してくれたことなど、大切な個人情報を守ります。あなたの安全や命を守るために必要な場合などを除いて、あなたや家族に無断で他の人に伝えることはありません。

こまったことや、しんぱいなことがあったら、いつでも、びょういんのひとにはなしてくださいね。うまくことばにできなくてもだいじょうぶです。

2026年9月24日

真生会富山病院 院長